令和８事業年度　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務事業計画

令和８事業年度における特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

１．特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「法」という。）第 26 条第１項の規定に基づき、給付金等の支給を行うものである。

２．法第 37 条の規定に基づき、政府から支払基金に交付される交付金として、

交付金　56,901,774 千円

を受け入れることを予定している。

３．前記２の交付金等により、法第３条（給付金）、法第７条（訴訟手当金）、法第８条（追加給付金）、法第 12 条（定期検査費）等の規定による給付金等として、

給付金等　136,199,615 千円

を支給することを予定している。